様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 9月17日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）けいあいすたーふどうさんかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ケイアイスター不動産株式会社  （ふりがな）はなわ　けいじ  （法人の場合）代表者の氏名 塙　圭二  住所　〒367-0035  埼玉県 本庄市 西富田７６２番地１  法人番号　3030001060211  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　IT成長戦略に関するお知らせ  ②　ITの戦略的導入のための行動指針制定に関するお知らせ  ③　KEIAI DX FACTBOOK 2023 | | 公表日 | ①　2019年 6月 4日  ②　2017年11月 1日  ③　2023年 7月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ IR情報 ＞ IRニュース ＞ 2019年  　https://ssl4.eir-parts.net/doc/3465/tdnet/1717678/00.pdf  　1ページ  ②　当社ホームページ トップ ＞ IR情報 ＞ IRライブラリ ＞ 2017年  　https://ssl4.eir-parts.net/doc/3465/tdnet/1525875/00.pdf  　1ページ  ③　当社ホームページ トップ ＞ IR情報 ＞ IRニュース ＞ 2023年  　https://ssl4.eir-parts.net/doc/3465/announcement/89993/00.pdf  　7ページ | | 記載内容抜粋 | ①　IT成長戦略では大きく5つの柱を軸に社内外への取り組みを推し進め、最短で住宅供給数日本一の実現へ向けて邁進していく。  ②　当社は、不動産業界のあらゆる課題解決と共に、お客様のさらなる「豊・楽・快（ゆ・た・か）」な暮らしの創造を目指すため、ITを駆使した、新たなサービスを生み出す取り組みを進めていく。ITによる改革を行い、「不動産テック」を積極的に推進して、不動産業界の未来を切り開き、日本を代表する不動産企業への進化を目指す。  次世代型不動産業の確立（情報伝達の透明化、新技術の可能性、サービスの進化）  「生産性」（業務効率化）、「労働環境」（多様な働き方）、「顧客体験」の3つを軸に、IoTを住宅に取り入れてより快適な居住空間を提供するなど、最適なIT技術を積極的に導入し、社内外の改革を進めていく。  ③　当社のIT成長戦略及びDX戦略を支持する基盤は「KEIAIプラットフォーム」である。これは、当社の創業から培ってきた不動産情報やノウハウをデータとして活用し、各フェーズに必要なソリューションを開発して構築されてきた。「リアル×テクノロジー」による供給モデルにより、土地の仕入れ・設計・施工・販売・アフターサポートまで一気通貫のサービスを提供することが可能となる。さらに、プラットフォーム上で発生する取引情報から独自のデータベースを構築することで顧客行動履歴を一元的に管理・分析でき、より満足度の高い価値を提供していく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当該文書は取締役会承認済み  ②　当該文書は取締役会承認済み  ③　当該文書についての2023年7月10日付プレスリリース文書（当社ホームページより、「プレスリリース一覧へ」をクリックし、当該日付が現れるページまで進み「プレスリリース：実績から未来へ、『KEIAI DX FACTBOOK 2023』公開!」をクリック、直リンク　https://ki-group.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/07/2023.07.10\_DX\_FACTBOOK\_2023.pdf ）のp. 1リード文において、当該文書が、「IT の戦略的導入のための  行動指針制定に関するお知らせ」（#3）と「IT 成長戦略に関するお知らせ」（#4）に2017 年以降の各四半期決算説明資料の「成長戦略」として発表した DX 戦略を解説したものであるとの位置付けを明らかにしている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　統合報告書2024  ②　2025年3月期決算説明資料  ③　KEIAI DX FACTBOOK 2023 | | 公表日 | ①　2024年12月25日  ②　2025年 5月15日  ③　2023年 7月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ IR情報 ＞ IRライブラリ ＞ 統合報告書  　https://ssl4.eir-parts.net/doc/3465/ir\_material\_for\_fiscal\_ym2/171900/00.pdf  ②　当社ホームページ トップ ＞ IR情報 ＞ IRニュース ＞ 2025年  　https://ssl4.eir-parts.net/doc/3465/ir\_material\_for\_fiscal\_ym/178853/00.pdf  　34～36ページ  ③　当社ホームページ トップ ＞ IR情報 ＞ IRニュース ＞ 2023年  　https://ssl4.eir-parts.net/doc/3465/announcement/89993/00.pdf | | 記載内容抜粋 | ②　日本の戸建住宅サプライチェーンを革新する「リアル×テクノロジー」モデルによる、土地仕入 から設計・施工・販売、サポートまでの一気通貫のプラットフォームを構築  ケイアイ独自のコンパクト分譲開発ビジネスモデルによって短期間で大量の土地データ蓄積が可能となり、蓄積されたデータはKEIAIプラットフォームに格納され、用地仕入/販売・マーケティングの高度化に寄与している。  KEIAIプラットフォームの活用により、顧客のご要望にあった、デザイン性の高い住宅プランニングが実現し、1棟として同じものがないお客様だけのセミオーダー住宅の提供を可能にしている。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当該文書は取締役会承認済み  ②　当該文書は取締役会承認済み  ③　当該文書についての2023年7月10日付プレスリリース文書（当社ホームページより、「プレスリリース一覧へ」をクリックし、当該日付が現れるページまで進み「プレスリリース：実績から未来へ、『KEIAI DX FACTBOOK 2023』公開!」をクリック、直リンク　https://ki-group.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/07/2023.07.10\_DX\_FACTBOOK\_2023.pdf ）のp. 1リード文において、当該文書が、「IT の戦略的導入のための  行動指針制定に関するお知らせ」（#3）と「IT 成長戦略に関するお知らせ」（#4）に2017 年以降の各四半期決算説明資料の「成長戦略」として発表した DX 戦略を解説したものであるとの位置付けを明らかにしている。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ③-1　KEIAI DX FACTBOOK 2023  　13ページ  ③-2　KEIAI DX FACTBOOK 2023  　22～23ページ | | 記載内容抜粋 | ③-1　「デジタルセンター・オブ・エクセレンス」が当社のDX推進体制である。当体制はKEIAIプラットフォームが生み出すDXバリュー（価値）をステークホルダーに還元するための方策の一つとして位置づけられている。当体制はITインフラ課（ITセキュリティ対策等）、データマネジ  メント課（社内横断的な業務データの維持管理、データエントリーの自動化）及びデジタルマーケティング課（デジタルサービスやアプリの企画・開発、デジタルマーケティング施策全般）からなる。この体制はIT部⾨やデジタルマーケティングチームなど、システムの導⼊やデータの活⽤に対して⾼い知⾒のある部⾨を一つにまとめて発足したこの体制が当社のDXを牽引していく。  ③-2　当社のDX人材の育成・確保方針については、・事業に興味を持ち積極的に知識を吸収する姿勢を持たせる、・不動産業として、共通言語としての国家資格である宅地建物取引士の取得を奨励する、・エンジニアリング請負企業ではないのでテクノロジーの勉強をしつつも、必要に応じて外部パートナーを活用し、それをディレクションすることを是とする　である。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　統合報告書2024  　13ページ  ②　2025年3月期決算説明資料  　34ページ | | 記載内容抜粋 | ①　KEIAIプラットフォーム  コンパクト分譲は付加価値の高い住宅開発につながる一方で、大量生産による効果が得がたいというデメリットがあります。これを補うのが当社グループの情報集約基盤であるKEIAIプラットフォームです。  あちこちに散在する分譲用地の情報を集約して管理 ･調整することで、エリアごとの土地仕入・建築・販売・在庫の数を一定水準に維持し、大量生産のメリットを確保しています。  ②　KEIAIプラットフォーム ＝ 実績の積み上げによる独自のデータベースを構築  具体的には顧客データ、施工ノウハウ、仕入～販売実績、顧客行動履歴を一元的に管理・分析できるプラットフォームです。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　2025年3月期決算説明資料  ②　KEIAI DX FACTBOOK 2023 | | 公表日 | ①　2025年 5月15日  ②　2023年 7月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①-1　当社ホームページ トップ ＞ IR情報 ＞ IRニュース ＞ 2025年  　https://ssl4.eir-parts.net/doc/3465/ir\_material\_for\_fiscal\_ym/178853/00.pdf  　14ページ  ①-2　当社ホームページ トップ ＞ IR情報 ＞ IRニュース ＞ 2025年  　https://ssl4.eir-parts.net/doc/3465/ir\_material\_for\_fiscal\_ym/178853/00.pdf  　58ページ  ②　当社ホームページ トップ ＞ IR情報 ＞ IRニュース ＞ 2023年  　https://ssl4.eir-parts.net/doc/3465/announcement/89993/00.pdf  　10ページ | | 記載内容抜粋 | ①-1　総在庫数の維持と在庫状況の見える化による高回転事業の継続（総在庫数10,000棟超え）  ①-2　Tech活用による高成長の継続（CAGR=18.3）  ②　生産性向上による高回転率経営を掲げ推進したRPA・AI-OCR導入による業務の効率化  請求書の基幹システム登録自動化 → 作業量を8.5人日から1人日への削減  契約情報の単票統合と基幹システム登録の自動化 → 1人あたりの処理棟数76%向上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2023年12月21日  ②　2021年 2月17日  ③　2023年 7月10日 | | 発信方法 | ①　KEIAI's view　持続的な企業価値向上に向けた成長戦略と組織強化  　当社ホームページ トップ ＞ ニュースルーム ＞ KEIAI's view  　https://ki-group.co.jp/keiais-view/23122102/  　ページ内での発信  ②　日経CNBC「～攻めのIR～Market Breakthrough」  　公共放送  　https://www.youtube.com/watch?v=pPrV8SFHCGs&t=464s  　約7分46秒頃から  ③　KEIAI DX FACTBOOK 2023  　当社ホームページ トップ ＞ IR情報 ＞ IRニュース ＞ 2023年  　https://ssl4.eir-parts.net/doc/3465/announcement/89993/00.pdf  　3ページ | | 発信内容 | ①　当社代表取締役が社外取締役との対談の中で「不動産業界の中でもDXを逸早く導入し、テクノロジープラットフォームと独自のコンパクト分譲開発モデルを構築し、経営のスピードを上げてきました」とコメントしている。  ②　当社代表取締役が番組のインタビューに答え「KEIAIプラットフォーム」の推進が当社の強みとなっていると回答している。  ③　当社代表取締役がDXによって事業展開と価値創造を図っていくことを述べている。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　2025年 8月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年 11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | サイバー攻撃及び内部性対策での当社のITインフラセキュリティのアセスメント、及び改善に向けた上申書の作成を、外部のコンサルタントの支援の下で実施した（2021年11月～2022年2月）。この結果に基づき、2023年3月期はサイバー攻撃対策を強化した。社内規定として「情報システム管理規程」を設け、「システム監査基準」に従い定期的に実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。